

事業承継税制(特例措置)

事業承継税制とは、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、**贈与税や相続税の納税を猶予する制度**です。

10年の時限措置として、猶予割合などの要件が緩和されている特例措置が利用できます。

概要

区分	猶予される税	適用対象	備考
法人	贈与・相続により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税	平成30年1月から 令和9年12月まで の贈与または相続	<ul style="list-style-type: none"> 会社(事業)、代表者、後継者について各種の要件あり 特例承継計画の確認、認定を受けることが必須
個人事業	贈与・相続により取得した一定の事業用資産に係る贈与税・相続税	平成31年1月から 令和10年12月まで の贈与または相続	

令和8年4月の変更点

国の規則が改正され、特例承継計画の提出期限が延長されました。

区分	特例承継計画の提出期限	認定申請の提出期間	適用対象
変更点	期限延長	変更なし	変更なし
法人	(変更前)令和8年3月 (変更後) 令和9年9月	(贈与税) 認定申請基準日(贈与年の10月15日または贈与日のうち遅い日)から翌年の1月15日まで	平成30年1月から 令和9年12月まで の贈与または相続
個人事業	(変更前)令和8年3月 (変更後) 令和10年9月	(相続税) 相続の開始の日の翌日から5月を経過する日から8月を経過する日まで	平成31年1月から 令和10年12月まで の贈与または相続

※法人版の場合、令和9年の贈与・相続、個人事業版の場合は、令和10年の贈与・相続について、認定申請時に特例承継計画を同時提出することができないケースがあります。詳しくは、県ホームページをご確認下さい。



《事業承継税制概要》

区分	内容	対象	照会先
法人版税制	非上場株式に係る相続税・贈与税の納税を猶予 (特例期間：令和9(2027)年まで※)	事業承継を行う際の 税負担を 軽減したい 後継者	最寄りの 税務署
個人事業主版	事業用資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予 (特例期間：令和10(2028)年まで)		

※法人版は**令和9年9月末**、個人版は**令和10年9月末**までの、特例承継計画提出が必須となります。

＜法人版税制の内容(一般措置・特例措置の比較)＞

	項目	一般措置(従来)	特例措置
税制適用の 入口要件を緩和	適用期限	—	平成30(2018)年1月1日から 令和9(2027)年12月31日まで
	対象となる税	非上場株式に係る相続・贈与税	左記に同じ
	対象株式数	猶予対象となる株式は2/3が上限	全株式
	納税猶予割合	株式に係る贈与税の100% 相続税の80%	株式に係る贈与・相続 ともに税額100%猶予
	承継パターン	先代1人から後継者1人	複数の株主から最大3人の後継者
	適用後の リスクを軽減	雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が 困難な事由が 生じた場合の 免除		なし ・ 取消時に株価が下落していても、 承継時の株価を基に納税	あり ・ 取消時に 納税額を再計算 し、承継時の株価による納税額との 差額を免除
相続時精算課税制度※の適用		60歳以上の者から 18歳以上 の直系卑属へ贈与	60歳以上の者から 18歳以上 の者へ贈与 (子や孫以外も適用可)

※相続時精算課税制度とは、生前贈与時に相続税相当まで減額した贈与税を一旦納税した後、贈与者の相続発生時に他の相続資産と合算して税額を精算し、差額を納付もしくは還付する制度。

＜個人事業主版税制の内容＞

	項目	特例措置
個人事業主版	適用期限	平成31(2019)年1月1日から令和10(2028)年12月31日まで
	対象となる税	青色申告書に記載された事業用資産に係る相続税・贈与税 ・ 土地(400㎡まで)、建物(800㎡まで) ・ 機械、備品(工作機械や医療器具など)、車両運搬具 ・ 生物(乳牛、果樹など)、無形償却資産(特許権など)
	猶予割合	贈与・相続ともに税額100%猶予

＜免除条件＞

納税猶予後、下記の条件を満たした場合、「納税の免除」となる。

主な項目	条件内容
次世代への承継	5年以上経過後に、後継者がさらに次の後継者へ当制度を利用して再贈与 ※ <u>再贈与が令和10年以降になる場合、特例措置は利用できません。</u>
その他	5年以上経過後に破産又は特別清算 など